

公益社団法人墨田区勤労者福祉サービスセンター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人墨田区勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターの主たる事務所は、東京都墨田区に置く。

第2章 目的及び事業等

(目的)

第3条 センターは、墨田区内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び墨田区内に居住し、墨田区外の中小企業に勤務する勤労者並びに区民（以下「中小企業勤労者」という。）を対象に、総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者の福祉の向上を図り、もって中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者の在職中の生活安定に係る事業
- (2) 中小企業勤労者の健康の維持増進に係る事業
- (3) 中小企業勤労者の老後生活の安定に係る事業
- (4) 中小企業勤労者の自己啓発、余暇活動に係る事業
- (5) 中小企業勤労者の財産形成に係る事業
- (6) 中小企業勤労者福祉事業に係る普及啓発事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

(事業年度)

第5条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(公告)

第6条 センターの公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する。

第3章 会員

(会員の種別)

第7条 センターの会員は、正会員及び特別会員とし、正会員は一号会員及び二号会員の二種とする。

- (1) 一号会員 センターの目的に賛同して入会した墨田区内に所在する構成員4人以上の事業所及び団体
- (2) 二号会員 センターの目的に賛同して入会した前号に定める一号会員以外の事業所及び団体又は個人
- (3) 特別会員 センターに功労のあった者又は学識経験者で、理事会において推薦された者

2 前項の会員のうち一号会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第8条 一号会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 二号会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

3 理事長は、前項による入会者があったときは、直近の理事会に報告しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において一号会員総数の3分の2以上の同意を得て、当該会員を除名することができる。

この場合、その会員に対し、総会の7日前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) センターの定款に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき、又は会員である事業所及び団体が解散したとき。
- (2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (3) 総一号会員が同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 会員が既に納めた入会金、会費及び抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種別)

第14条 センターの総会は、法人法に定める社員総会とし、定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第15条 総会は、一号会員をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 総会は、定時総会として、年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、理事長が招集する。

2 総一号会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する一号会員から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により請求があったときは、理事長は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、総会の日14日前までに、一号会員に対し、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、当該総会に出席した一号会員の中から選出する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、一号会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総一号会員の議決権の過半数を有する一号会員が出席し、出席した当該一号会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総一号会員の半数以上であって、総一号会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第22条 やむを得ない理由により総会に出席できない一号会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の一号会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、その議決権の数は、前条の一号会員の議決権の数に算入する。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び当該総会に出席した一号会員の中から総会において選出された2名以上が署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第24条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち2名を副理事長として置くことができる。

4 理事長及び副理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。

5 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、第4項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうちには、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 監事には、理事及びセンターの職員が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐する。
 - 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を掌理し、業務を執行する。
 - 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。
 - 5 理事又は監事に異動があったときは、14日以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(役員解任)

- 第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第21条第2項の規定による。

(報酬等)

- 第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 名誉会長及び顧問等

(名誉会長及び顧問等)

- 第31条 センターには、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、法人法上の役員ではなく法律上の権限を有しないが、理事長の諮問に応え、理事長に対し、参考意見を述べることができる。
 - 3 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会において任期を定めた上で選任する。
 - 4 名誉会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第32条 センターに理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) センターの業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解任

(開催)

第34条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。

(4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。

(5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面により通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。この場合において、議長は理事として決議に加わることができない。

2 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について決議に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 運営委員会

(運営委員会)

第39条 理事長は、センターの事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、運営委員会を置くことができる。

2 委員は、理事会の同意を得て、理事長が任期を定め委嘱する。

3 運営委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

4 委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第9章 財産及び会計

(財産の構成)

第40条 センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 事業年度内における次に掲げる収入

ア 入会金及び会費

イ 補助金

- ウ 寄附金品
- エ 事業に伴う収入
- オ 財産から生じる収入
- カ その他の収入

(財産の管理)

第41条 センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第42条 センターの経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第43条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び一号会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第46条 センターの会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において一号会員総数の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第48条 センターは、法令で定められた事由のほか、総会において一号会員総数の3分の2以上の決議により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第51条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 前項以外の職員の任免は、理事長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第12章 雑則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 センターの最初の理事長は、瀧澤 賢司とする。
- 4 センターの最初の常務理事は、有田 武雄とする。